

AEDで助かる命があります

心臓突然死はいつでも誰でもどこにでも起こる可能性があります。体育の授業や教室、またスポーツの最中に、大切な生徒が、友人が倒れるかもしれません。突然の心停止を起こして倒れた人を、そこにいる人たちがその場で使って命を救うことができる医療機器“AED”。

そこにAEDがあれば、そこに助けようとする人がいれば、助かる命があります。

救急隊が到着するまでの「1分1秒でも早いAEDを使った応急手当」が重要です。今回は、緊急時にAEDの提供が可能な町の管理施設の所在地をご紹介します。

下記の施設の近くで救急事態が発生した場合、持ち出しての使用ができます。提供可能時間外の場合は、施設に直接連絡をし、提供可能か尋ねてください。(時間帯を記載していない施設は必要緊急時に連絡してください。)

AED設置場所 H27年調べ				
	施設名称	施設所在地	電話連絡先	施設内設置場所
三加和地区	和水町役場 三加和総合支所 提供可能時間 午前8時30分～午後5時15分	板楠70	0968-34-3111	玄関
	三加和公民館 提供可能時間 午前8時30分～午後10時 (土日祝日は午前9時～午後10時)	板楠76	0968-34-3047	玄関
	三加和中学校	板楠1001	0968-34-2134	職員室、職員玄関
	三加和小学校	板楠1001	0968-34-2622	職員室
	和水町スカイドーム2000 提供可能時間 午前9時～午後10時	大田黒964	0968-42-4660	事務室
	神尾保育園	津田1436-1	0968-34-2636	職員室
菊水地区	和水町役場 本庁 提供可能時間 午前8時30分～午後5時15分	江田3886	0968-86-3111	税務住民課窓口
	中央公民館 提供可能時間 午前8時30分～午後10時 (土日祝日は午前9時～午後10時)	江田3883-1	0968-86-2022	事務室
	菊水中学校	江田4250	0968-86-2004	玄関、体育館
	菊水中央小学校	江田2891	0968-86-2039	玄関
	菊水南小学校	用木472	0968-86-2078	職員室
	菊水西小学校	長小田360	0968-86-2189	職員室前廊下
	菊水東小学校	岩尻1054	0968-86-2057	職員室
	和水町民体育館 提供可能 時間午前9時～午後10時	前原437-1	0968-86-4440	事務室
	和水町立病院	江田4040	0968-86-3105	処置室
	特別養護老人ホーム きくすい荘	江田4025	0968-86-2177	廊下

女性消防団員に入りませんか？

女性消防団員は、独居高齢者宅訪問などの火災予防、災害時における応急手当訓練など「もしも」の時に備えて活動をしています。興味がある人はお気軽にお電話ください！

問い合わせ先 本庁 総務課 消防交通係 ☎0968・86・5720

見守り新鮮情報

マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意！！

事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、**個人情報**を調査中である」と言って、女性が来訪し、**資産や保険の契約状況**などを聞かれた。本当に**行政機関**がそのような調査をしているのか。(60歳代 女性)

事例2

若い男性から「**マイナンバー**が順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「**早く手続きしないと刑事問題になる**かもしれない」などと言われ、**不審**に思った。(70歳代 男性)



- マイナンバーの通知や利用手続きなどで、**国や自治体の職員が家族構成、資金や年金・保険の状況などを聞くことはありません。**
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の目的があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、**消費生活センター**などにご相談ください(**消費者ホットライン188番**)
- *なお、「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度の問い合わせは、**マイナンバー総合フリーダイヤル0120-950-178(無料)**で受け付けています。

「通知カード」を郵送で受け取れなかった人は、受け取りの手続きをお願い致します。

配達時に不在などで受け取れなかった「通知カード」は、菊水区域の人は本庁税務住民課、三加和区域の人は総合支所住民課で保管していますので、お受け取りの手続きをお願い致します。(返戻された「通知カード」の保管期間は、3カ月程度です。)

●返戻された「通知カード」を本人および同一世帯員が受け取る場合

次の書類の提示が必要です。(Aは1点、Bは2点)

A:下記のいずれか1点(顔写真付きのものに限る。)

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、戦傷病者手帳など

B:下記のいずれか2点

健康保険被保険者証、後期高齢者被保険者証、介護保険被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など

問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

●返戻された「通知カード」を代理人が受け取る場合

次の全ての書類の提示が必要です。

1. 本人(受領する「通知カード」に記載されている方)の本人確認書類
2. 委任状
3. 代理人の本人確認書類

※本人確認書類は、左のとおりです。